

定 款

2022年5月26日現在

株式会社ティツー

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社テイツーと称し、英文では、TAY TWO CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

- (1) 古物売買並びにその受託販売
- (2) 下記商品の企画、制作、販売、仲介、出版、輸出・輸入、レンタル、リース及びコンサルティング業務
書籍、雑誌及びそれに準ずる印刷物、文具、玩具、スポーツ用品、レコード、コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオソフト、テレビゲーム機器、テレビゲームソフト、コンピュータ機器、コンピュータソフト、コンピュータ周辺機器、通信機器、事務機器、日用雑貨品、家庭用電気製品、インテリア用品、衣類、皮革製品、貴金属、食料品、化粧品、教育機器、自動販売機、店舗用什器備品、各種催物のチケット等
- (3) 通信機器、衛星放送の受信機の販売及び受託販売並びに同加入申込代理業
- (4) インターネット等を利用した通信販売、売買斡旋、及びオークションの開催
- (5) インターネット等を利用した電子書籍、音楽、ゲーム、映像、教材及び情報等のコンテンツ配信の提供サービス
- (6) インターネット等を利用した情報提供及びその技術のコンサルティング業務
- (7) コンピュータシステムの開発、設計、制作、販売、リース、賃貸及び管理
- (8) コンピュータソフトウェア情報提供サービス及び情報処理サービス
- (9) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務
- (10) 遊技場経営
- (11) コンビニエンスストアの経営
- (12) プリペイドカード等の前払式支払手段及び情報記録磁気プリントカードの発行、売買並びに仲介
- (13) ペット向け食品等の企画、製造及び販売
- (14) 健康食品及びペット向け食品等の輸入販売
- (15) 情報商材の販売
- (16) 通信システムによる情報の収集処理並びに販売に関する業務

- (17) 自家用自動車有償貸渡業
- (18) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車の古物売買業
- (19) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車その他輸送機器の点検、整備及び塗装、修理
- (20) 飲食店、喫茶店、宿泊施設、インターネットコミックカフェの経営
- (21) エステティックサロンの経営
- (22) ソフトウェアの開発及び販売
- (23) 不動産の売買、賃貸借、管理
- (24) 内装工事の企画、設計、施工
- (25) レンタルスペースの経営
- (26) イベントの企画及び広告業
- (27) 店舗用什器・備品のリース業
- (28) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権等の知的財産権の取得、利用、売買、管理並びにその代行、情報提供及びその技術のコンサルティング業務
- (29) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を岡山市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入)

第17条 当会社の株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策をその決議により定めることができる。

2 前項における当会社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、当会社が資金調

達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の具体的な内容を決定することをいう。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内を置く。

2 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。

(選 任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、その議

長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(損害賠償責任の一部免除)

第25条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第26条 監査等委員会は、監査等委員の中から 常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

第27条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議により定めることができる。

- 2 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。
- 3 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- 4 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(自己株式の取得)

第30条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、取締役会の決議をもって、第29期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。